

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることについて

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定に基づき、令和3年度において県の行う次の建設事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

(単位：円)

事業名	負担金額	備考
補助林道事業	3,260,000	長浜市ほか1市
琵琶湖環境部小計	3,260,000	
県営農道整備事業	40,650,000	彦根市ほか1市
県営みずすまし事業	5,060,000	長浜市ほか1市
県営農村地域再生可能エネルギー施設整備事業	5,000,000	長浜市
県営農地防災事業	12,100,000	近江八幡市ほか1市
農政水産部小計	62,810,000	
単独道路改築事業	291,005,000	大津市ほか18市町
補助急傾斜地崩壊対策事業	69,373,750	大津市ほか5市町
補助急傾斜地総合流域防災事業	16,277,400	大津市ほか6市町
補助都市計画街路事業	548,829,816	大津市ほか4市
単独都市計画街路事業	23,100,000	大津市ほか3市
土木交通部小計	948,585,966	
合 計	1,014,655,966	

県の行う建設事業の市町負担率等

事業名	関係市町村	負担すべき金額	事業内容	負担割合(%)			備考	
				国	県	地元		
補助林道事業	長浜市 他	3,260,000	適正な森林施業の推進と、森林の有する公益的機能を高度に発揮するため、国基準に合致した林道を整備	50	45	5	過疎地域は負担なし	
県営農道整備事業	彦根市 他	40,650,000	既設農道の耐震化整備事業 基幹農道の保全対策事業	55	37	8	大規模	
				50	25	25	保全対策	
県営みずすまし事業	長浜市 他	5,060,000	水質保全施設、水辺環境の整備事業	55	34	11	水質保全施設	
県営農村地域再生可能エネルギー施設整備事業	長浜市	5,000,000	農業水利施設への小水力等発電施設設置のための実施設計、施設整備事業	50	25	25	地元負担のうち、市町負担率12.5	
県営農地防災事業	近江八幡市 他	12,100,000	ため池や用排水施設等の改修または補強	55	32	13	農業用河川工作物応急対策（土地改良施設耐震対策）	
				55	37	8	農業用河川工作物応急対策（大規模）	
単独道路改築事業	大津市 他	291,005,000	国庫補助事業に該当しない道路改築、景観整備、局部改築		80	20	景観整備以外（財政力指数に応じた軽減措置あり）	
							財政力指数 (3か年平均)	軽減率
						~0.2未満	55.0%	9.0%
						0.2以上~0.3未満	47.5%	10.5%
						0.3以上~0.4未満	40.0%	12.0%
						0.4以上~0.8未満	25.0%	15.0%
					75	25	景観整備（財政力指数に応じた軽減措置あり）	
						財政力指数 (3か年平均)	軽減率	軽減後市町負担
						~0.2未満	52.0%	12.0%
						0.2以上~0.3未満	44.0%	14.0%
						0.3以上~0.4未満	36.0%	16.0%
						0.4以上~0.8未満	20.0%	20.0%
補助急傾斜地崩壊対策事業	大津市 他	69,373,750	擁壁工、法枠工 等	47.5	47.5	5	公共関連施設（道路、河川、学校等）（30m以上の斜面の高さ）	
				45	45	10	公共関連施設以外（30m以上の斜面の高さ）	
補助急傾斜地総合流域防災事業	大津市 他	16,277,400	擁壁工、法枠工 等	47.5	47.5	5	緊急改築（公共関連施設）（10~30mの斜面高さ）	
				45	45	10	公共関連施設（道路、河川、学校等）（10~30mの斜面高さ）	
				40	50	10	公共関連施設以外（10~30mの斜面高さ）	
補助都市計画街路事業	大津市 他	548,829,816	改築	55	22.5	22.5	重点配分対象事業	
				1/2	1/3	1/6	重点配分対象事業以外	
単独都市計画街路事業	大津市 他	23,100,000	改築		70	30		